

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2007年8月4日(土)
第24号
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

第8回支部委員会報告

被服貸与の見直しについての解明要求を確認

7月31日、業平詰所において第8回支部委員会が開催されました。主な議題については、貸与被服のあり方の見直し提案に対する解明要求についてでした。

被服貸与のあり方の見直しについては、5月14日の専門委員会のなかで提案がされ、中身については現行の定期貸与方式を破損時貸与方式に見直し、すなわち何年に1回貸与ではなく、破損したときに新たに貸与をするとのものです。清掃職場については、これまで定期貸与で被服の貸与が行われてきた経緯があります。それは、そのことが清掃職場の実態に適しているからであり、破損時貸与となればコストの増はもちろんです。どこからどこまでが破損なのかという基準を策定することは不可能であるからこそだと考えます。

したがって、6月の支部委員会のなかでは、これまでどおり定期貸与での貸与を求め協議を進めることが確認されてきました。しかし、事務折衝を積み重ねるなかで当局が破損時貸与の方向を強く推し進めてきたことから、今回、解明要求を当局に突きつけることとしました。

下記の内容で解明要求を行うことを支部委員会で確認したことから、8月1日、職員課長に対し要求を行ってきたところです。

2007年8月1日

墨田区総務部職員課長
清水 寛 様

東京清掃労働組合墨田支部
執行委員長 山崎 富康

被服貸与のあり方の見直しについての解明要求

日頃、職員の労働条件の確立に向けたご尽力に敬意を表します。

5月14日、第3回専門委員会交渉において、「被服貸与のあり方の見直しについて」が提案されました。区として、職務上必要な職員が、必要な被服の貸与を受けられる仕組みの再構築が必要であるとの観点から、定期貸与を破損時貸与の

考え方に見直すという提案については否定するものではありません。しかし、清掃職員についてはこれまでも定期貸与が実施されてきた経過があり、また、職務内容を踏まえると被服の消耗度は他職場に比べ極めて早いものであると考えているところです。したがって、被服貸与のあり方の見直しについて今後協議を行っていくにあたり、下記について解明要求しますので、区側の回答を求めます。

記

1. 清掃職員の作業服は、ごみの飛散による汚れや容器についた油の付着、ガラスなどによる切れなど、注意していても防ぎきれない汚損・破損が恒常的にある。また、どんな荒天時にも路上で作業を行なっていることから、日常的な汚損の繰り返しである。一方で、常に住民に接する業務であることから、被服の清潔感を確保することも必要である。こうしたことから、作業後は必ず洗濯を行うこととなり、当然、磨耗が極めて早いのが実態である。こうした清掃職場の特殊性を踏まえて協議をしていくものと考えているが、よろしいか。
2. 被服、保護具については労働安全衛生委員会のなかで改善について議論をしている。併せて、支部としても必要なものについては、毎年の予算要求において改善を求めている。しかし、残念ながら今日段階で改善されていない事項が少なからずある。(例えば雨具の耐久性の確保など) こうしたものは、定期貸与であったからこそ職員は“我慢してきた”と言っても過言ではない。よって、破損時貸与となれば、明らかにコスト増となることが想定される。しかし、提案の、「被服貸与の基本方針(案)」にある“コスト意識の徹底”は安全な職場環境を奪いかねず、職員の安全の確保に支障をきたすこととなる。したがって、我々は、コストよりも職員の健康と安全を重要視したうえでの協議を行なっていくものと考えているが、よろしいか。
3. 上記1で述べたとおり、清掃職場の貸与被服はいくら注意して作業に従事しても破損を防ぎきれものではない。また、種類も多岐にわたっている。したがって、破損時貸与といっても“破損の基準”を策定することは容易ではないと考える。これまで定期貸与が行われてきたのは、こうしたことも一因であると我々は理解している。よって、破損時貸与に見直すのであれば、“清掃職場における破損の基準”について当局として一定の考えがあるものだと理解しているし、そのことを具体的に示していただかなければ、協議を行うことは不可能である。このことについて区側の考えをお聞かせいただきたい。

第19回交渉議事録

- 1 開催日時 平成19年8月1日（水）午後4時30分から午後4時45分まで
- 2 開催場所 区役所31会議室
- 3 出席者 組合：斉藤書記長（区担当中執）、早瀬書記次長、吉野賃金部長、岡崎教宣部長
区側：清水職員課長、小暮リサイクル清掃課長、佐藤すみだ清掃事務所長、山岸人事主査、村田リサイクル清掃主査

- 4 内 容 被服貸与のあり方の見直しについての解明要求について
- 5 議 事

区側：本日は、5月14日に提案いたしました「被服貸与のあり方の見直し」につきまして、組合から解明要求が提出されるとのことですので、受けていきたいと思っております。

組合：では、解明要求書を提出します。（要求書手渡し、読み上げ）解明要求については、以上です。区側の誠意ある回答を求めます。

区側：ただ今、3点についての解明要求が示されましたので、現時点での私どもの考え方をお示しします。最初に1点目についてですが、私どもも清掃作業の実態から、作業服の消耗が極めて著しい状況にあることは、承知しております。2点目についてですが、私どもも職員の健康と安全性を最優先に考えるということについては、同じ考え方でおります。そのうえで、コスト管理も行いつつ、職務上必要なものを貸与することとしております。3点目の破損時の基準ですが、例えば作業服については、6ヶ月経過といった期間的な部分と、劣化が著しく、これ以上の修繕が困難と考えられるといった状態面を判断することとしております。しかし現時点で、誰もが納得する具体的な基準の設定は困難な面があるとも考えておまして、当面は柔軟に対応しつつ、破損時貸与が定着していく中で、労使確認できるものと認識しております。私からは以上です。

組合：ただ今、現時点での区側の考えが示されましたが、改めて何点か確認します。3点目の回答にあった「劣化が著しく、これ以上の修繕が困難と考えられる状態面」は「6ヶ月経過という期間」より優先されると考えるが、よろしいか。

区側：これまでの定期貸与方式では、例えば、収集作業の皆さんに貸与している作業服および夏作業服は、毎年1着の定期貸与ですので、それぞれの貸与期間は1年を前提としています。一方今回の見直しでは、消耗が極めて早

かった場合、6ヶ月の経過後に、劣化が著しく、これ以上の修繕が困難と考えられるといった状態での再貸与を可能としております。こうした考え方ですので、災害等の特別な事情を除き、6ヶ月の期間経過を必須事項としております。

組合：次に、同じく3点目の回答について「誰もが納得する具体的な基準の設定は困難な面がある」と言われています。だからこそ我々は定期貸与が適当であると申し上げているところであります。「当面は柔軟に対応しつつ」とありましたが、そもそも破損の認定は誰が行うのか。また、申請方法はどのような方式を想定しているのかお聞かせいただきたい。

区側：破損時貸与の具体的な対応は、現場の清掃事務所で対応することになります。具体的な申請方法は、貸与品を提示してもらい、破損状況を確認のうえ判断することを想定しております。

組合：最後に申し上げます。破損申請に対し認定か否かのやり取りが当該職員個人との間で行なわれるのであれば、その判断が既成事実とされ、労使協議のテーブルにのらないことになりかねません。したがって、破損時貸与に変更するのであれば、実施前に一定の基準の策定が必要であります。そのことがなければ破損時貸与と定期貸与との比較ができず、提案に対して判断を行なうことができません。我々は、あくまでも定期貸与が適当であるとの考えに変わりはありませんが、今後は具体的な破損のケース等を想定しながら、破損時貸与と定期貸与の違いやそれぞれに付随する問題点等について、多角的に細目にわたり協議を行なっていただきたいと思っております。

区側：破損時貸与への変更にあたり、具体的な基準の策定が必要であるとの主張は理解しました。定期貸与による被服の現状や、清掃現場での作業実態等を踏まえ、今後、具体的内容の協議を進めていきたいと考えております。

区側：これで本交渉を終わります。

このように、解明要求に対し、当局から明確な“破損の基準”が示されることはありませんでしたが、我々の具体的な基準の策定が必要だとの要求を一定理解し、「定期貸与による被服の現状や、清掃職場での作業実態等を踏まえ、今後、具体的内容の協議を進めていきたいと考えております。」との回答を引き出すことが出来ました。

このことに基づき、今後、定期貸与の維持を前提としながらも、被服貸与の個々の破損のケースを想定しながら、破損時貸与と定期貸与の違いやそれぞれに付随する問題点等について具体的に協議を進めていきたいと考えています。